

○工事概要等報告書

事業番号	多土開工第1号
事業名	多治見長瀬テクノパーク開発事業 造成工事
事業場所	長瀬町 地内
事業概要	《基幹事業》 造成工（準備工、防災工、地盤改良工、土工、法面工、舗装(管理用通路)）1式 調整池工（調整池工、吐口工）1式 排水工（宅地排水工、雨水幹線排水工）1式 環境整備工(植栽工)（造成森林）1式 消防水利工 1式 道路整備工（舗装工、擁壁工、排水工、付属施設工、区画線工）1式 河川横断構造物工（アーチカルバート工、坑口壁工、補強土壁工、河川構造物工）1式 下水道工 1式
競争入札に参加する者に必要な資格	1 本工事は、特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)での共同施工とし、共同企業体の構成員数は代表構成員1者、構成員2者の計3者で、結成は自主結成とする。また、代表構成員と構成員は同一業者であってはならない。代表構成員及び構成員は、この公告の日(以下「公告日」という。))において、多治見市競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。))に登録されているもので、公告日現在、多治見市指名停止措置要領(平成2年告示第45号)の規定に基づく指名停止期間がないこと。なお、公告日から入札日までに代表構成員、構成員のいずれかが指名停止を受けた場合は、この入札の参加資格を失うものとする。 2 代表構成員、構成員の資格要件 (1)代表構成員 次の①から④を満たすこと。 ①多治見市競争入札参加資格審査要綱(平成元年告示第91号。以下「審査要綱」という。)第6条2項の規定により、土木一式工事 に入札参加資格があると認定され、公告日現在、審査要綱第7条1項の規定により、岐阜県内に本店又は入札及び契約締結に関する会社代表者からの委任を受けた者を有する支店若しくは営業所等(以下「支店等」という。))として名簿に登録されていること。 ②建設業法(昭和24年法律第100号)第15条規定に基づく特定建設業許可を有し、5年以上の営業実績があること。 ③当該工事に対応する建設業についての管理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。 ④建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項の規定に基づく公告日現在最新の経営事項審査結果通知書に記載されている、土木一式工事の総合評定値が1000点以上であること。 (2)構成員 次の①から④を満たすこと。 ①審査要綱第6条2項の規定により、土木一式工事に入札参加資格があると認定され、公告日現在、名簿に登録されていること。 ②建設業法第15条の規定に基づく特定建設業許可を有し、営業年数が5年以上であること。 ③当該工事に対応する建設業についての管理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。 ④公告日現在、審査要綱第7条1項の規定により、多治見市内に本店又は入札及び契約締結に関する会社代表者からの委任を受けた者を有する支店若しくは営業所等として名簿に登録されており、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項の規定に基づく公告日現在最新の経営事項審査結果通知書に記載されている、土木一式工事の総合評定値が750点以上であること。 3 共同企業体の出資比率 (1)代表構成員の出資比率は、3者のうち最大であること。 (2)構成員の出資割合は、それぞれ20%以上とすること。 4 技術者の配置 技術者の配置については、次の基準を満たす者を当該工事に専任で配置すること。なお、現場代理人は管理技術者を兼ねることができる。 (1)管理技術者(土木一式) 建設業法第27条の18に規定する指定建設業監理技術者資格証の交付を受けた者。 (2)主任技術者 主任技術者となりうる国家資格を有する者。 5 代表構成員の同種工事の完了実績 代表構成員は、公告日以前の過去15年間に、国又は地方公共団体、土地開発公社等が発注した同種工事を受注し、完了させた実績があること。 同種工事とは、開発面積10ha以上の造成工事とする。